

地震による 上下水道料金減免のお知らせ

一部地域の5月請求分(4月使用分)の上下水道料金を免除します

地震による断水のため、3月31日時点で飲料可能となっていない地域の、5月請求分の請求は行いません。
なお、6月請求分からは通常どおり支払いをお願いします。



対象となる地域 和倉町(東町、中町、元町)

問 上下水道課 ☎53-8002

漏水に対する減免を実施します

地震による宅内の漏水で、使用水量が増加した上下水道料金を減免します。

対象となるための要件 ※官公庁は対象外

宅内給水管および給湯器やエコキュートなどの器具で、破損部分の修繕が完了したもの(給水装置工事事業者以外や市外の事業者が行った工事也可)

対象となる月

4月請求分(3月使用分)から7月請求分(6月使用分)のうち、使用水量が最も多い1カ月分

減免する額

(対象となる月の上下水道料金) - (修繕後3カ月の平均水量から算出した上下水道料金)

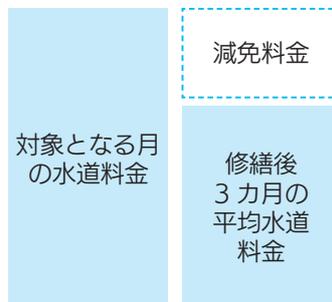
申請方法

- ①電子申請
- ②窓口申請
- ③郵送申請



七尾市電子申請
サービス

<減免のイメージ>



必要書類

- 水道料金減免申請書
※下水道使用料の減免申請も兼ねています。
- 修繕したことが分かる請求書または領収書の写し
※提出できないときは、修繕完了後の写真を代わりに提出してください。

申請期限

10月31日(木)

提出・お問い合わせ先

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地(本庁舎1階)
上下水道課水道グループ ☎53-8432